

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年11月8日 06時05分ごろ
発生場所	関門港製鉄戸畑泊地東方沖 若松洞海湾口防波堤灯台から真方位141° 1.4海里 (概位 北緯33° 55.4′ 東経130° 52.1′)
事故の概要	プレジャーボートOcean Cruiserは、北西進中、防波堤の被覆石に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年11月18日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Ocean Cruiser、5トン未満（長さ6.58m）
船舶番号、船舶所有者等	273-03883福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に破口、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：06時42分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で関門航路西側の蓋井島周辺海域に向けて約16ノットの対地速力で北西進中、防波堤の被覆石（以下「本件被覆石」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本件被覆石上で本船の船固めを行った後、海上保安庁に救助を要請し、巡視艇に救助された。</p> <p>船長は、本件被覆石の存在を知っていたので、操舵室から顔を出して操船していたものの、本事故直前は操舵室でGPSプロッターの操作を行っていた。</p> <p>本船の喫水は、船首尾ともに不明であった。</p>
分析	本船は、北西進中、船長が、本件被覆石の存在を知っていたものの、GPSプロッターの操作に意識を向けて航行を続けたことから、本件被覆石に向かっていることに気付かずに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が北西進中、船長が本件被覆石の存在を知っていたものの、GPSプロッターの操作に意識を向けて航行を続けたため、本件被覆石に向かっていることに気付かずに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 小型船舶の船長は、前路に防波堤の被覆石があることを知っている場合は、航行に支障がないよう前方を注視し、十分に距離をとって航行すること。